

スケート強化指定選手・強化スタッフ行動規範

公益財団法人日本スケート連盟

1. 制定の趣旨

スケート強化指定選手・強化スタッフ（以下「強化選手・スタッフ等」という。）は、選手の競技力向上を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが日本スケート連盟（以下「連盟」という。）を代表する競技者であり、フェアプレーの精神に則り、健全な生徒、学生、社会人として規律ある行動を行う責務を負っている。この規範は、強化選手・スタッフ等が順守すべき基本的な行動基準を定め、もってスケート競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。

2. 強化選手・スタッフ等の定義

強化選手・スタッフ等とは、連盟登録者の中において著しく能力に優れ、国際大会において好成績をもたらすことが期待される者（日本代表選手を含む）とその活動をサポートするスタッフで、連盟が指定する者をいう。

3. 行動規範

(1)法令及び諸規則・ルールへの遵守

法令及び諸規則、ルール・マナーを遵守することはもとより、常に良識を持って誠実に行動するものとし、八百長・違法賭博、汚職・腐敗行為は行ってはならない。また、他の者に対し法令に違反する行為を指示・教唆したり、他の者が行った法令に反する行為を黙認しないととも、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

(2)差別・暴力等の排除

社会生活・競技活動においては、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ、学歴等を理由とした差別は行わないものとし、人権を尊重し、平等に対応する。また、それぞれの立場を利用した体罰や暴力、ハラスメントを行ってはならない。

(3)ドーピング及び薬物乱用の禁止

ドーピングは行ってはならない。また、麻薬や覚醒剤等薬物の乱用も、反社会的な行為であり絶対に行ってはならない。止むを得ず禁止薬物等を服用・使用する場合は、必ず事前に医事委員会に相談したうえで服用・使用する。

(4)社会への貢献

強化選手・スタッフ等は、日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献する。

(5)その他の遵守事項

①. 連盟主催（後援）の競技会、行事等への参加

連盟の主催（指定）する大会、行事等には必ず参加すること。やむを得ない事情で参加出来ないときは、予め連盟に届け出、承認を得るものとする。

②. 指定衣服の着用

ISU または連盟主催（後援）の競技会若しくはその他の団体が開催する競技会において、指定の衣服があるときは、その衣服を着用すること。なお、衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方による。また、連盟から支給された衣服や物品は、オークションに出品したり、第三者に譲渡、貸与してはならない。

③. 礼儀礼節の保持

一般社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、強化選手・スタッフ等としての自覚と責任をもって行動すること。また、タトゥー、異常な髪色等は禁止する。

④. 海外派遣時の服装

日本代表に相応しい、清潔感があり好感のもてる服装を基本とすること。

⑤. 日本代表時の行動規範等の遵守

日本代表になった場合は、当該選手団の団長、監督が定める行動規範や指示事項を必ず遵守すること。

⑥. CM、エキジビション等への出演及びマスメディア取材

CM、エキジビション等への出演、テレビ、ラジオ等への出演、新聞、雑誌等の取材は、事前に連盟に届出書を提出し承認を得ること。競技者資格規程に抵触する場合もあるので十分注意する。

⑦. ソーシャルメディア（ブログ・ミクシィ・ツイッター・フェイスブックなど）

ソーシャルメディアで自身の経験などを投稿することはできるが次の事項に注意すること。

- ・ 投稿する内容は日記形式であること。
- ・ ジャーナリストの役割をなすものであってはならない。
- ・ 他の人の写真を投稿する場合、必ず事前に本人の承諾を得ること。
- ・ 投稿する内容には自身が責任を負うものとし、他の人の誹謗中傷的な投稿はしないこと。
- ・ オリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと。

⑧. スポーツマネージメントとの契約

スポーツマネージメントとの契約に際しては、事前に連盟に相談すること。既に契約している場合も、会社名、担当者名を連絡する。なお、強化指定選手等は、強化方針や規約を遵守するとともに、これらがスポーツマネージメント会社との契約より優先することを了知する。

⑨. 連盟との良好なコミュニケーションの保持

連盟は強化選手・スタッフ等と一体となって競技力の向上を目指している。必ず次の事項を報告若しくは連絡すること。

- ・ 練習場所、活動場所
- ・ 年間スケジュール
- ・ 指導者の氏名および連絡先
- ・ 事故、怪我等
- ・ その他必要な事項

4. 違反者の処分

本規範に違反したとき若しくは違反する行為を知ったときは、コンプライアンス委員会または倫理委員会に通報するものとし、連盟は、委員会の審議に基づき強化指定の解除や諸規則に解除や諸規則に則った処分を行う。

5. 附則

1. この規範は、平成23年7月20日から施行する。
2. この規範は、平成28年6月22日から改正施行する。